

# 玉滝地域まちづくり協議会規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この会は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い玉滝地域を形成していくとともに、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という考えのもとに、玉滝地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

### (名称)

第2条 この会を玉滝地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を玉滝地区市民センター内に置く。

### (活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は、玉滝地域内とする。ただし、他の住民自治協議会等と協力・連携して活動する場合はこの限りでない。

### (事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 環境保全活動
- (3) 防災・安全活動
- (4) 教育・文化・スポーツ活動
- (5) 産業振興活動
- (6) 交流活動
- (7) その他目的達成のために必要な事業

## 第2章 組織

### (会員)

第6条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 玉滝地域に居住する住民
- (2) 玉滝地域に住所を置く事業所
- (3) 玉滝地域で活動する区及び自治会、団体
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名

2 会長、副会長、会計、事務局長及び監事は総会において選出する。

(役員の職務)

第8条 協議会の役員の職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 6 事務局長は、協議会事務を総括する。

(役員の任期)

第9条 前条の役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員となり新たに役員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。

(参与)

第9条の2 協議会に参与を置くことができる。

### 第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会、区長・自治会長会議及び実行委員会（以下「会議」という。）とする。

2 会議は原則公開とする。

(総会)

第11条 総会は、役員、運営委員会委員（会長、副会長、会計及び事務局長を除く。）区長・自治会長及び実行委員会の部会員（部会長を除く。）（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は会長が招集する。

4 総会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

5 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

6 総会は、次の事項について議決する。

- (1) まちづくり計画
- (2) 会長、副会長、会計、事務局長及び監事の選出
- (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
- (4) その他、重要事項に関すること

7 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (運営委員会)

第 12 条 運営委員会は、会長、副会長、会計、事務局長、各区及び自治会から選出する者、各種団体の代表、識見を有する者、部会長及び公募住民により構成する。

- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、第1項以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

#### (区長・自治会長会議)

第 12 条の 2 区長・自治会長会議は、区長・自治会長をもって構成する。

- 2 区長・自治会長会議は、総会及び運営委員会で決定された方針に基づき、伊賀市との協定に基づく必須業務等を審議、執行するとともに、区・自治会に関する情報交換と相互の調整を図る。
- 3 区長・自治会長会議には、議長及び副議長を置き、区長・自治会長の中から選出する。
- 4 議長は、区長・自治会長会議を代表し、会務を総括する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、区長・自治会長以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 7 区長・自治会長会議は、協議会役員選挙において立候補者が無い場合及び定数に満たない役職が生じた場合及び任期中に協議会役員に欠員が生じた場合については相互の互選により候補者を選出するものとする。

#### (実行委員会・部会・特別部会)

第 13 条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に実行委員会及び部会、特別部会を置く。

##### 2 実行委員会

- (1) 実行委員会は、次の者を構成員とする。  
役員及び各部会の部会長及び副部会長により構成する。
- (2) 実行委員会長及び副会長は、役員から選出する。
- (3) 実行委員会は、各部会連携での主要事業を行う。

3 部会として、次の部会を置く。

- (1) 広報部会
- (2) 福祉ネットワーク部会
- (3) 生活・環境部会
- (4) 教育・文化部会
- (5) 産業・振興部会

4 特別部会として、つぎのものを置く。

女性部会

- 5 部会員は、区長、自治会長の推薦及び公募住民から会長が選任し、運営委員会の同意を得る。
- 6 部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の中から選出する。
- 7 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

## 第4章 財務

(会計)

第14条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第15条 会費は、運営委員会で定めた額とする。

## 第5章 その他

(規約の変更)

第16条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(規則等への委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成 16 年 11 月 26 日から施行する。
- 2 この協議会の設立年度の会計年度は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 16 年 11 月 26 日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この協議会の役員の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 11 月 26 日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附則

この規約は、平成 17 年 4 月 30 日から施行する。

附則

この規約は、平成 18 年 4 月 23 日から施行する。

附則

この規約は、平成 22 年 4 月 26 日から施行する。

附則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。